

広報 さくら



2021
No.519
3



【2月13日(土) 佐井小学校音楽部 スタリングコンサート】



佐井村
SAKURAGI

the most beautiful
villages in Japan

◎級別の標準的な職務内容

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
行政職	主 事	主 事	係 長	課 長 補 佐	課 長	参 事
			主 査	室 長 補 佐	室 長	教 育 次 長
				総 括 主 幹	事 務 局 長	
					副 参 事	

◎その他の手当

区 分	内 容		
扶養手当	配 偶 者		6,500円
	配偶者以外	子	10,000円
		父 母 等	6,500円
	満16歳から22歳までの子に加算となる額		5,000円
住居手当	借家（借間）限度額		2万7,000円
通勤手当	交通機関利用者限度額		5万5,000円
	交通用具利用者限度額		3万1,600円

※交通用具利用者の通勤手当を除き国と同額です。

◎特別職の報酬等の状況

区 分	月 額
給料	村 長 74万円
	副 村 長 58万円2,000円
	教 育 長 55万円

※上記金額から村長8%、副村長・教育長5%を削減しています。

区 分	月 額
報酬	議 長 26万9,000円
	副 議 長 22万4,000円
	議 員 21万4,000円

◎部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分		職 員 数			前年増減数及び増減の理由	
部 門		平成30年	令和元年	令和2年	前年増減数	増 減 理 由
一 般 行 政	議 会	2	2	2	0	定年退職 △2 懲戒免職 △1 新採用 3
	総務企画	18	17	18	1	
	税 務	2	2	3	1	
	民 生	5	5	4	△1	
	衛 生	3	3	4	1	
	農林水産	2	2	2	0	
	商 工	2	2	2	0	
	土 木	2	2	2	0	
	小 計	36	35	37	2	
特別行政	教 育	7	8	6	△2	
一 般 会 計 合 計		43	43	43	0	
公営企業 等 会 計	水 道	7	7	6	△1	
	そ の 他					
合 計		50	50	49	△1	

※特別行政部門には教育長を含んでいます。

◎年齢別職員構成の状況（全会計）

区 分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳以上	合計
2年度	0人	9人	5人	7人	0人	3人	6人	11人	4人	3人	0人	1人	49人
元年度	1人	7人	7人	5人	0人	3人	9人	7人	5人	2人	2人	1人	49人

村職員の給与等の状況

地方公務員給与の適正化を目的とした国の指導に基づく村職員の給与の状況をお知らせします。
(令和2年4月1日を基準日としています。)

◎人件費の状況（令和元年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R2.3.31現在)	実質収支	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
元年度	1,930人	5,039万1千円	23億4,377万円	3億6,172万4千円	15.4%

※人件費には特別職（議員、農業委員など）に支給される給料・報酬を含みます。

◎職員給与費の状況（令和2年度普通会計当初予算）

区 分	職員数 A	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	合計 B	1人当たりの給与費 (B/A)
2年度	47人	1億5,720万6千円	1,896万6千円	5,907万6千円	2億3,524万8千円	501万円

※管理職手当は規則で定めている月額額の50%を削減し、抑制措置を講じています。

◎職員の平均給与月額および平均年齢の状況（令和2年度普通会計当初予算）

区 分	行 政 職		技 能 職		医 療 職	
	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
2年度	35.9歳	30万3,618円	63.9歳	24万8,947円	46.7歳	39万2,665円
元年度	37.0歳	31万1,534円	62.9歳	24万8,947円	45.7歳	38万8,341円

◎職員の初任給の状況

区 分	行政職	技能職	医療職	国 の 制 度		
				行政職	技能職	医療職
高校卒	15万600円	14万7,900円		15万600円	14万7,900円	
大学卒	18万2,200円		21万2,600円	18万2,200円		21万2,600円

◎級別職員数の状況（全会計）

区 分	令和2年4月1日現在						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
行政職	19人	2人	8人	7人	9人	0人	45人
技能職	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
医療職	0人	0人	1人	1人	1人	0人	3人

◎期末・勤勉手当の状況

元年度	期末手当	勤勉手当
6月期	1.250月	0.875月
12月期	1.250月	0.925月
計	2.500月	1.800月

サイボード更新・防災無線デジタル化に伴った住民説明会Q&A

村では、サイボードの更新ならびに防災無線のデジタル化事業に伴い、12月7日から16日までの9日間、村内11か所で住民説明会を開催しました。住民説明会での質問の内容を住民のみなさんに周知します。

●新サイボードについて

- Q. サイボードで防災情報を聞くことはできますか？
A. サイボードでは防災情報を聞くことはできません。
- Q. 既設のサイボードの処分はどうすればよいですか？
A. 設置業者である(株)コメイチが新しいサイボードを設置した際に回収します。
- Q. ルータが新しく設置されるのですか？ また、大きさはどの程度ですか？
A. ルータが新規設置になります。大きさは新戸別受信機より小さいです。
- Q. 自宅にある無線ルータとの電波干渉の可能性はありますか？
A. 可能性はゼロではありません。干渉してしまう場合は、設定などで解消で

- きる可能性もありますので、設置時に(株)コメイチにご相談ください。
- Q. せっかく直感的に操作できるような物を使っているのであれば音量操作なども直感的に操作できるように構築した方がよいのでは？
A. 今後、検討させていただきます。
- Q. 今までのサイボードは無線通信がよく切断されていましたが、今回のサイボードはどうですか？
A. 既設のサイボードに比べると性能が上がっている、切れる可能性は低くなっています。また、セキュリティも担保されるように構築しています。
- Q. 故障した場合はどうすればよいですか？
A. (株)コメイチを窓口として対応します。
- Q. 落下などにより故障した場合は修理費用はどちらで負担するのですか？
A. 悪意・故意でない限り、村で費用を負担します。
- Q. 新しいサイボードはコンセントが必要ですか？
A. コンセントが必要です。
- Q. サイボードを更新するのであれば、サイボードから無線放送を聞けたり、機器や機能の統一化は図れないのですか？
A. 今後、検討させていただきます。
- Q. 住民説明会に来ていない住民の方や操作ができない高齢者などへの説明はどうなりますか？
A. サイボード設置時に簡単に操作説明をします。また、操作マニュアルについても配布します。
- Q. たこ足コンセントによる発火の可能性は大丈夫ですか？
A. 設置をする際にコンセントを分配するなど工夫して設置します。
- Q. サイボードの色は選べますか？
A. 色は黒になります。
- Q. 既設サイボード内の写真データは新サイボードに移行できますか？

- A. 新サイボードに移行します。
- Q. サイボードの設置場所は既設の場所から固定となるのですか？
A. 無線ルータの場所は既設の場所を想定していますが、ケーブルが届く範囲であれば変更することができます。サイボードに関しては、ルータの無線が届く範囲であれば、任意の場所に移動することができます。
- Q. 光回線の障害により既設のサイボードが使用できていないのですが、新サイボードになると使用できますか？
A. サイボードを替えただけでは使用できません。光ファイバ引込工事が完了すれば使用できるようになります。
- Q. メッセージ機能は他のスマートフォン端末などからメールの送受信ができるのですか？
A. Webにログインしてメッセージを送るサイボード専用の機能となりますので、通常のメール機能とは異なります。
- Q. サイボードは長時間使用できますか？
A. 電源につないだ状態であれば深夜(午後10時から翌朝4時まで)を除き使用可能です。電源から外した状態であれば11時間程度の使用が可能です。
- Q. サイボードの情報はサイボードでしか見れないのですか？
A. サイボード専用コンテンツはサイボードで見られません。
- Q. 今までの情報は今まで通り閲覧可能ですか？
A. 閲覧可能です。
- Q. サイボード導入にあたり個人負担はありますか？
A. サイボードなどの機器は村が負担します。電気料については個人で負担していただきます。
- Q. 電気料の負担が主な原因で既設のサイボードの使用率が低いと思うのですが、新サイボードの電気料はどのくらいですか？
A. サイボードと無線ルータ合わせて1日当たり約3

円、1か月あたり約100円となります。

Q 既に家に光回線を引いている場合、既存のルータはどうなりますか？

A 今回設置する無線ルータは、サイボード専用のルータになりますので、既存のルータと併せて使用してください。

Q トップ画面の記事は指でスクロールすることは可能ですか？

A 可能です。

Q サポート体制はどうなりますか？

A 今後は、(株)コメイチが窓口となり対応をしていきます。

Q サイボードのバッテリーが消耗した場合はどうなりますか？

A サイボードの交換対応となります。

● 防災ナビについて

Q 防災ナビは自分の携帯などで見るしかないので、サイボードでは見れないのですか？

A サイボードでは見ることができません。個人の携帯などから見るようになります。

Q インターネットにつながる端末がないと使用できないのですか？

A 使用できません。

Q 地区ごとに放送している放送も防災ナビで確認できますか？

A 地区ごとの放送は確認できません。村内全域に向けた放送のみ確認することができます。

● 戸別受信機について

Q 戸別受信機が無いと宅内で放送が聞けなくなるのですか？

A 現在、村の放送はIP告知端末から流れていますので、戸別受信機が無くなくても放送は聞けます。

Q 今設置されている戸別受信機は不要となるのですか？

A 防災無線のデジタル化に伴い、既設の戸別受信機は使用できなくなります。

Q 戸別受信機の処分はどうすればよいですか？

A (株)コメイチがサイボードの設置に伺いますので、その際に言っていただければ回収します。設置場所などが高い、または戸別受信機が固定されていて回収できない場合は、後日お伺いします。

Q アンテナの線なども撤去となるのですか？

A 撤去します。

Q 新しい戸別受信機はなぜ買う必要があるのですか？

A 現在、漁師小屋など自宅とは別の場所で戸別受信機から放送を聞いている方が、今後も同様に使用したいという場合に購入していただく機械ですので、必要のない方は購入する必要はありません。

Q 新戸別受信機は電源ケーブル接続ですか？

A ケーブル接続でも乾電池でもどちらでも可能です。

Q 新戸別受信機はアンテナの設置が必要ですか？

A 場所にもよりますが、電波が悪い場合はアンテナの設置が必要です。

Q 戸別受信機とIP告知端末の放送内容は同じですか？

A 同じ放送が流れます。

Q 戸別受信機を購入する場合は役場に連絡すればよいのですか？

A 役場総務課までご連絡ください。

Q 新戸別受信機のコストはどのくらいですか？

A 戸別受信機自体は54,000円＋工事費で6万円程度かかります。アンテナなどが必要な場合は別途料金が発生します。

Q 戸別受信機の通信方法はどのようになりますか？

A 防災無線と同じ無線アンテナからの接続となります。

Q 各家の無線電波情報は調査済みですか？

A 戸別受信機を購入をされた場合に調査をし、設置します。電波の状況により、別途アンテナを設置する可能性があります。

Q 漁師などの場合、戸別受信機は人命に直結するので、行政負担での設置を検討すべきではないですか？

A IP告知端末と防災無線で担保をしているので、行政負担は考えておりません。

Q 漁協からの情報はどこまで放送されるのですか？

A 漁協のグループに入っているすべてのIP告知端末から放送が流れます。



既設の個別受信機

● その他

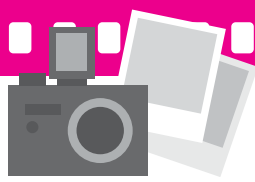
Q 既設のIP告知端末はそのまま使用できますか？

A 使用できます。

Q IP告知端末を別の場所に移動することはできますか？

A 既存のLANケーブルが届く範囲であれば移動は可能です。届かない範囲への移動はできません。

【お問合せ】 株式会社コメイチ ☎ 3814108



佐井村保育所 防火豆まき

2月2日(火)、佐井村保育所で防火豆まきが行われ、子どもたちが消防分署の職員と一緒に「鬼は～そと、福は～うち」と元気に声を出しながら豆まきをしました。

突然現れた鬼を見て、泣き出す子や逃げ出す子、先生の陰に隠れる子、中には鬼に立ち向かい豆をぶつける子などさまざまでしたが、最後にはみんないい笑顔で楽しい時間を過ごしました。



日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定 締結



2月2日(火)、佐井村は日本郵便株式会社と「包括的連携に関する協定」を締結しました。

この協定は、佐井村と日本郵便株式会社のそれぞれが有する人的・物的資源を有効活用し、地域の活性化や住民サービスの向上を図ることを目的としており、この目標を達成するために「安心・安全な暮らしの実現に関すること」、「地域経済活性化に関すること」など5つの連携事項について定めたものです。

これにより、郵便配達業務の際、高齢者の日常生活や子どもの登下校時に何らかの異変を察知した場合、役場に情報提供されることになり、緊急を要する場合には直接消防や警察に通報されるなどの仕組みが構築されます。

下北ジオパーク再認定決定

昨年10月に行われた、日本ジオパーク委員会での再認定審査の結果、2月5日(金)に下北ジオパークの再認定が決定しました。

今回の再認定は、下北ジオパークが認定されてから4年間継続してきた、ジオパークへの理解を深める取組みが評価されたものです。

今後は世界から評価される「ユネスコ世界ジオパーク」認定を目標に掲げ、下北を元気にするための活動が展開されます。引き続き、みなさんの力で地域を盛り上げていきましょう。



3ヶ町村長もリモートで参加

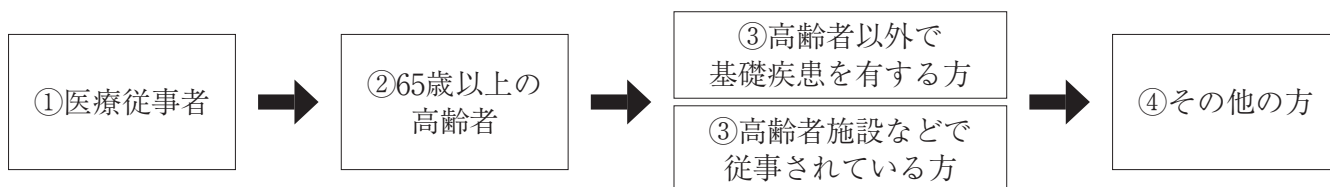
新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止に関する情報について

新型コロナワクチンの接種について

新型コロナワクチンの接種については、今後、有効で安全なワクチンが承認・供給され次第、国が定める優先対象者から接種をはじめていきます。ワクチン接種は国の指針に基づき、全国統一のルールで実施します。具体的な接種開始時期や接種場所などが決まり次第、随時お知らせします。

接種対象者・接種順位



接種時期

国の指示に基づき、接種開始時期が決まり次第お知らせします。

高齢者の接種開始時期は4月1日以降を予定しています。

接種回数・費用

現在、国が確保しているワクチンは複数種類あります。どのワクチンも一定の間隔をあけて2回接種していただく予定です。接種費用は無料です。

接種場所・日時・方法など

接種を実施する具体的な場所や日時については、決まり次第お知らせします。

福浦・牛滝地区の方はそれぞれの診療所で、それ以外の地区の方は大間病院での接種となります。ワクチンを効率よく・無駄なく使用するために完全予約制とし、日時を設定し人数を制限させていただきますのでご了承ください。

接種には「接種券」が必要です。決められた日時に持参し、接種することになります。

新型コロナワクチンの効果

現在、国内外で新型コロナワクチンの開発が進められ、効果や安全性については確認されているところです。

また、ファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社は、開発中のワクチンを投与した人の方が、投与しない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症していた人が少ないという結果が得られたと発表しています。

新型コロナワクチンの副反応について

日本への供給を計画している海外のワクチンでは、ワクチン接種後に、ワクチン接種と因果関係がないものも含めて、接種部位の痛みや、頭痛・倦怠感・筋肉痛などの症状がみられたことが発表されています。

また海外では、すでに実施されている予防接種において、まれな頻度でアナフィラキシー（急性アレルギー反応：じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸症状）が発生したことが報告されています。もし、アナフィラキシーが起きた時には、接種会場や医療機関ですぐに治療を行うことになります。

健康被害救済制度について

一般的にワクチン接種では、副反応による健康被害（障がいが残ったり病気になったりすること）が極めて稀ですが避けることができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害を生じ、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残った場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金などの給付）が受けられます。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じる場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

ワクチンの接種は完全予約制のため、事前に接種希望調査書を配布し希望の有無を確認します。国の指針のとおり、接種希望の有無にかかわらず対象となる方には「接種券」を送付しますのでご了承ください。

【お問合せ】 福祉健康課 健康推進係 担当：山田



下北地区管打楽器ソロコンテスト

1月30日(土)、下北文化会館で第1回下北地区管打楽器ソロコンテストが開催されました。

佐井中学校吹奏楽部から木部朱里さん(2年)が出席し、見事金賞を受賞しました。

【中学校の部】

打楽器 マリンバ(木琴) 独奏

金賞 木部 朱里(佐井中2年)



佐井小学校 なわとび大会

2月9日(火)、佐井小学校体育館で、全校児童による「なわとび大会」が開催されました。なわとびは冬の運動不足解消のため、小学校で普段から取り組まれており、子どもたちはこれまでの練習の成果を遺憾なく発揮し、気持ちよく汗を流していました。



佐井小学校音楽部 スプリングコンサート

2月13日(土)、佐井小学校多目的ホールで音楽部による「スプリングコンサート」が行われました。

ハンドベルやリコーダー、鍵盤の演奏のほか、山本教頭先生のギター伴奏に合わせた合唱など、素晴らしい演奏が披露されました。



佐井小学校校歌をハンドベルで演奏



「糸」を熱唱する山本教頭先生



駐在日誌
1月
管内事件・事故発生状況

【事件】なし
【事故】物件1件

事件・事故には遭わないよう、
起こさないよう、みんな
気をつけましょう。

ネットトラブルに遭わないために

安全・安心にインターネットを利用して、トラブルに巻き込まれないようにするため、以下の3点に気をつけましょう。

1. 個人情報などの取扱いに注意しよう

インターネットは世界中の人がアクセスでき、中には悪意を持っている人もいますので、自分や家族、友達を危険にさらすような書き込みや個人情報の書き込みは絶対にやめましょう。

2. ネットいじめはやめよう

ちょっとした意地悪でネットに悪口などを書き込んだり、SNSなどのグループから外したりすることはネットいじめにつながります。

3. フィルタリングを活用しよう

SNSなどを利用して子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれないために、スマートフォンをはじめとしたインターネット接続機器にはフィルタリング設定をして有害情報をシャットアウトしましょう。

駐在メモ

令和3年4月から、大間警察署での運転免許関係の手続きは、次の受付のみとなります。

- 記載事項変更の届出
- 運転免許の自主返納
- 運転経歴証明書の申請・交付

免許更新手続きは、高齢者講習受講済みの方に限り、毎月第1木曜日（※1）に大間警察署で手続きをすることができます。

高齢者講習受講済みの方以外で免許更新の申請を予定している方は、4月1日からは大間警察署での更新手続きができませんので、近隣の受付場所（※2）をご利用ください。

（※1）令和3年4月のみ、第2木曜日（4月8日）の受付となります。

（※2）近隣の受付場所（青森県運転免許センター、むつ自動車運転免許試験場）

うんたん 雲丹の活動日記



ハッピーバースデー雲丹(うんたん)!!

2月16日(火)は、雲丹(うんたん)が佐井村に来て8回目の誕生日でした。

今年は佐井村保育所のお友達がお祝いをしてくれました。なんとサプライズでバースデーカードやケーキをプレゼントされ、雲丹(うんたん)はとってもびっくりしたそうです。

これからも雲丹(うんたん)を応援よろしくをお願いします。

みんなありがとうの～





適切な飲酒量ってどれくらい？

みなさんこんにちは。想像以上の大間の寒さに負けそうな、大間病院の工藤です。

寒さやコロナでステイホームの時間が増えているこの頃は、お酒も進むのではないのでしょうか。そこで今回は「適切な飲酒量」というテーマで書きたいと思います。

お酒を全く飲まない人に比べて、適度にお酒を飲むの方が総死亡数・心筋梗塞・脳梗塞・2型糖尿病などのリスクは低くなるという研究結果があります。では、適度な飲酒量とはどれくらいでしょうか？

1日の目安量は大体20gといわれています。私は20gと言われてもピンとこなかったなので、以下にまとめてみました。

1日の適切な飲酒量

ビール	中瓶1本 (500ml)
日本酒	1合 (180ml)
ウイスキー	ダブル1杯 (60ml)
焼酎 (25度)	グラス1/2杯 (100ml)
ワイン	グラス2杯弱 (200ml)
チューハイ (7%)	缶1本 (350ml)



どうでしょうか？ 十分な量だと感じましたか？ それとも少ないと感じましたか？ 飲み会だと一瞬で消費してしまう量ですね。

ここで注意があります。女性は男性よりもアルコール分解速度が遅いため、女性の適正量は上の表の半分を目安にした方がいいといわれています。また、適正量なら毎日飲んでもいいと安心したそのあなたも注意が必要です。「高血圧・脂質異常症・脳出血・乳がんなど」は飲酒量に比例してリスクが高まるともいわれているため、飲み過ぎは一番よくありません。週2日は休肝日を作りましょう。その他、少量の飲酒でも顔が赤くなる・動悸・頭痛などが出る方も要注意です。まさに私が当てはまるのですが、そういう方は口・喉・食道・肝臓・乳房・大腸のがんになりやすいといわれていますので、さらに飲酒量を減らしましょう。

アルコールを片手に笑い合うのは実に楽しい時間ですが、いつまでも元気にそのような時間を作れるように、適正量と休肝日を守って飲んでみてはいかがでしょうか。



大間病院より修学資金貸与制度のお知らせ

大間病院では医療従事者確保対策の一環として、看護師、臨床工学技士、臨床検査技師および薬剤師免許取得後、大間病院にてその業務に従事しようとする方で、専門学校、大学などの養成施設に入学・在学する方を対象に修学資金を貸与する取り組みを行っています。

修学資金貸与制度とは、一定条件のなかで毎月5万円または10万円を貸与し、免許取得後、直ちに大間病院に一定期間勤務することで返還を免除するものです。

詳しくは大間病院総務係にお問合せください。

【お問合せ】 大間病院 総務係 ☎ 37-2105



保健師だより

「女性の健康週間」をご存じですか？

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するため、厚生労働省は毎年3月1日から8日を「女性の健康週間」と定めています。

女性の寿命が男性より長いのは日本だけではなく、世界的な傾向です。元気で長生きが一番ですが、健康寿命と平均寿命の差である健康に問題を抱え、日常生活にさまざまな制限が生じる「不健康な期間」も長いといえます。

この機会に、健康を守るために何かに取り組んでみませんか？

【女性の健康を守る3つのポイント】

ポイント1 健診・検診は必ず受ける！

- 年に1回は健康診断を受け、からだの状態を知り病気の早期発見に役立てましょう
- 乳がん・子宮頸がん検診も定期的に受診しましょう



ポイント2 たばこは美容の敵！

- たばこの煙には、タール（発がん物質）、ニコチン、一酸化炭素（動脈硬化を進め心臓や脳の病気を引き起こす）が含まれています
- 喫煙は老化を早め、肌荒れ、シミ、歯の黒ずみ、歯周病の原因になります
- 喫煙しないことはもちろん、他人のたばこの煙を吸わないことも大切です

ポイント3 毎日の食事と運動はしっかりと！

- 主食・主菜・副菜をそろえた食事を摂ろう
- 不足しがちな野菜料理は1日5皿を目標に
おやつやジュース、お酒は1日200kcal以下に
- 1日15分の早歩きを継続することで減量効果があります
目標は早歩き15分＋ゆっくり歩き15分を週4回続けると…
5か月間で「体力年齢が10歳若返る」



「CKD(慢性腎臓病)」を知っていますか？

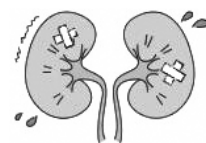
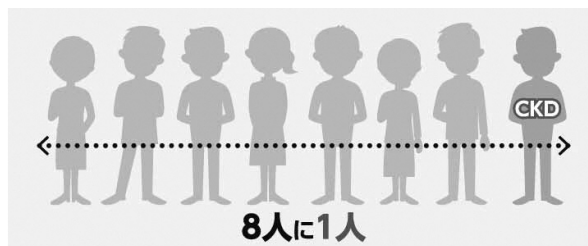
世界腎臓デー（毎年3月の第2木曜日）は腎臓病の早期発見と治療の重要性を啓発する国際的な取り組みとして、2006年から国際腎臓学会と腎臓財団国際連合により開始されました。世界中で腎臓病は増えており、日本では成人の8人に1人の割合で発症する**新たな国民病**です。

CKDとは、腎臓の働きの指標である「eGFR値（推算糸球体ろ過量）」が60未満の状態、あるいはタンパク尿が出るといった腎臓の異常が3か月以上続く状態をいいます。症状はかなり進行しないと現れないため、自覚している方は少ないと考えられています。貧血、疲労感、むくみなどの症状があらわれた時には、かなり進行している可能性があります。また、CKDのある方では、脳卒中や心臓病を起こす危険性が約3倍高まります。

悪化すると腎不全から透析に至ることがあり、新たに透析治療を始めた患者のうち、糖尿病が原因となった方が最も多く4割以上を占めています。佐井村でも同じことがいえ、人工透析を受ける方が増えてきています。

腎臓からのSOSを見逃していませんか？ 自覚症状が乏しい腎臓の病気は、早期から適切な治療を受けることが大切です。CKDの発症には、20～30歳代の若年層からの生活習慣が大きく影響してきます。食事や運動などの生活スタイルを見直し、定期的に検査を受け早期に治療を開始することで防ぐことができます。

※eGFR値とは…腎臓にどれくらい老廃物を尿へ排泄する能力があるかを示す指標で、値が低いほど腎臓の働きが悪いということになります。
村の健診を受けた方は、健診結果を確認してみましょう。



令和2年度の歯科保健指導のまとめ

【佐井村よい歯の児童・生徒審査会表彰】

各賞の選考基準は、まず、むし歯が無く、口腔の清掃が行き届いており、歯肉も健康で、さらに歯並びやかみ合わせも正常であることです。

特別賞はこの基準を小学校1年生から中学校3年までの9年間満たした生徒のみに与えられるものであり、審査会の賞の中で最高の賞です。

今年度のよい歯の受賞者は次の方々です。

特 別 賞：若山 翔威（佐井中3年）、 東出 実優（佐井中3年）

最優秀賞：岡村 朱紗（佐井中3年）

優 秀 賞：小学1年～4年の部：伊勢 大翔（佐井小4年）

小学5・6年の部：東出 果歩（佐井小6年）

中 学 生 の 部：細間 龍斗（佐井中2年）

優 良 賞：小 学 生 の 部：七戸 希彩、川畑 奏大、蒔田 彪斗、福田 寿具里、
七戸 心渚、田中 勇吹、大畑 颯泰、佐賀 奈美音、
川畑 瑞貴、福田 大海、内藤 舞桜

中 学 生 の 部：太田 一平、佐賀 李輝斗、渋谷 泰生、小笠原 夏月、
佐藤 美咲、鹿島 脩平、竹内 星耶、長島 優星、
正根 蒼准、竹内 うり （学校名・学年省略）

一方佐井村保育所では、第4回むし歯予防教室を1月13日(水)に行いました。

今年度最後になりましたので、今まで学んだことをクイズ形式で確認しました。そして、ぞう組さん達は、修了証と記念のメダルを手に入れました。

小学校に入学してもむし歯予防や食育の知識を生かして、口の中だけでなく、身体の健康にも気をつけて、元気に過ごしてください。



創業71年の信頼と実績

告知/見守端末・観光WiFi・各種ネットワーク関連など
ICTの価値あるソリューションをワンストップでご提供



FUSO DENTSU

扶桑電通株式会社 青森営業所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 (AQUA青森スクエアビル2F)

Tel 017-775-2031 Fax 017-774-4720

URL: <http://www.fusodentsu.co.jp> ※ ICTコンビニサービス Q 検索



天災は忘れたころに…

あの震災から10年が経ちます。

2011年（平成23年）3月11日、三陸沖を震源とする東日本大震災が発生しました。この地震は宮城県を中心に、広範囲において強い揺れを観測したことはみなさんの記憶に新しいと思います。

また、太平洋沿岸を中心に高い津波が発生し、東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害となりました。この地震と津波による死者の数は15,000人を越え、行方不明者数は約2,500人、負傷者数は約6,000人。その中でも9割以上の方が津波で亡くなりました。

いつ発生するかわからない災害に備え、家族で避難場所を確認すると同時に『非常持出袋』を用意しましょう。

すでに用意されている方は、もう一度中身を確認しましょう。また、用意されていない方は家族構成などを考え、大きさや重さに注意し準備しましょう。

せっかく準備しても災害発生時に気が動転して持ち出すのを忘れては意味がありません。

常日頃からどこに準備するべきかを決めておくことが重要です。



《用意するもの》※チェックシート

飲料水（1人当たり1日3ℓが目安）	非常食	医薬品（常備薬など）
衣類（着替え、タオル、防寒具など）	乾電池	携帯ラジオ
ろうそくやライター、ホッカイロなど	懐中電灯	筆記用具
貴重品（保険証や免許証など）	洗面用具	10円硬貨（公衆電話用）
サバイバルグッズ（笛、コンパス、ナイフ、ビニールシートなど）		

※乳幼児のいる家庭では、上記の物に加え、紙おむつや粉ミルクなども必要になると思います。

上記だけでなく自分たちに合った『非常持出袋』をつくってみてはどうでしょうか。

火災予防に係る注意喚起等の徹底について

今年に入り、青森県内において住宅火災が多発し6名の方（1月21日現在）が亡くなっています。下北消防管内においても、死者が伴う火災が発生しています。毎月の広報紙に何度も掲載していますが、冬期は暖房器具などの火気を使用する機会が増え、また空気が乾燥しているため、今後も火災の発生が強く懸念されます。佐井消防分署では、定期的に巡回を行うだけでなく、防災広報を使用した火災予防に係る注意喚起を積極的に実施していますが、今一度住民一人ひとりのご協力が必要となりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

また、逃げ遅れによる死者発生防止に有効である住宅用火災警報器（以後、住警器）ですが、せっかく設置していても、音が鳴った際は焦ってはいけません。まず、周囲に煙・火の気がないかを確認しましょう。煙が充満している時や、火が天井まで届いている時はただちに避難し、119番通報、消防が来るのを待ってください。火や煙が確認できなければ、次の①・②の可能性あります。

①電池切れに注意しましょう。

住警器は電池が切れると作動しません。切れそうになった際は音や光で知らせてくれます。

②ほこりに注意しましょう。

ほこりが機器内に入ると誤作動を起こす場合があります。また、そのままにしておくと故障の原因になりますので十分注意しましょう。



①の場合は、新しい電池に交換し様子を見ましょう。それでも鳴動するのであれば、②のように住警器のセンサー部分を掃除してみましょう。それでもダメなら交換しましょう。



障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金と、会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。

障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要になります

1. 初診日が被保険者期間などにあること

障害の原因となった病気やけがの初診日（※）が、次のいずれかの期間になること

①国民年金または厚生年金に加入している期間（被保険者期間）

②20歳前または60歳以上65歳未満で国内に居住している期間

※初診日：障害の原因となった病気やけがについて、初めて医者などの診療を受けた日のこと

2. 保険料の納付要件を満たしていること

次の①または②を満たしていること

①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること

②初診日において65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと（初診日が令和8年4月1日前の場合の特例）

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要

3. 一定の障害の状態にあること

①障害認定日（※）に、障害の状態が法令で定める障害の程度（障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級）に該当すること

②障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が法令で定められた状態に該当すること

※障害認定日：障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日

障害年金に該当する状態とは ※身体障害者手帳の等級とは異なります

○障害の程度1級

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られているような方が1級に相当します。

○障害の程度2級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食を作るなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で活動の範囲が病院内・家屋内に限られているような方が2級に相当します。

○障害の程度3級

労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当します。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険および国民年金の資格の確認や選挙人名簿への登録など各種行政サービスを受けるための大切な手続きです。入学、就職、転勤などによる引越しで、住所を異動される方は、窓口での正確な住所変更が必要となります。

また、虚偽やなりすましなどの不当な届出を防止するため、受付する際に届出人の本人確認をさせていただきますので、本人確認書類（A書類1点または、B書類2点）をご持参ください。

A書類	顔写真付きの身分証明書 （運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳など）
B書類	「氏名、生年月日」または、「氏名、住所」が記載されている書類 （健康保険証、介護保険証、年金手帳、医療受給者証、年金証書、社員証、学生証など）

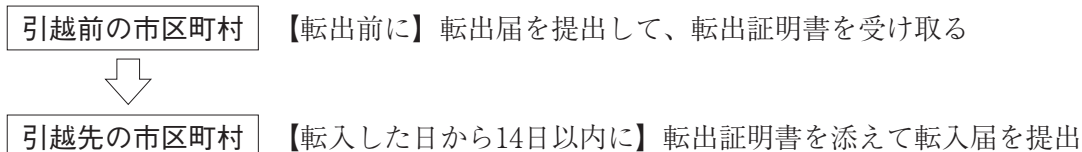
○「マイナンバーカード」などの住所変更について

身分証明書となる「マイナンバーカード（個人番号カード）」、「住民基本台帳カード」に記載されている住所は、最新のものにする必要がありますので、住所の異動手続きと併せて、カードの住所変更の届出を行ってください。



○住民票の異動手続きについて

<他の市区町村に転出・転入される場合>



<同一の市区町村内で転居される場合>

住民票のある市区町村 【転居した日から14日以内に】転居届を提出

○マイナンバーをお知らせする通知カードについて

住民のみなさんに送付している「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されましたが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票と一致している場合に限り、マイナンバーを証明する書類として引き続き使用することができます。



【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：村川

青森県立図書館「オンライン利用者登録サービス」

青森県立図書館の利用者カードをお持ちでない方は、「オンライン利用者登録セット」を使ってインターネットから利用者カードを作成できます。利用者カードがあれば、オンライン貸出サービスも利用でき、出掛けることなく本の貸出しを受けることができます。

「オンライン利用者登録セット」は佐井村中央公民館（教育委員会）または県内の図書館や公民館に用意してありますので、お問合せください。

【お問合せ】 佐井村中央公民館（教育委員会） 担当：加藤 ☎ 38-4506

佐井村指定ごみ袋のデザインが変わります

佐井村指定ごみ袋について、写真のような手提げ式（レジ袋型）にデザイン変更しました。持ち手が付いたことで、ごみ袋の口が結びやすくなります。（ごみ袋の容量に変更はありません）

旧デザインのごみ袋の在庫が無くなり次第、新しいデザインのごみ袋に順次変わっていきます。

※新デザインのごみ袋の販売は、各地区の佐井村指定ごみ袋販売店の在庫状況によって変わりますのでご了承ください。



ごみ出しルールは守りましょう

最近、収集日の前日など収集日以外の日のごみ出しや、1軒の家からの大量排出、ごみ袋の口を結ばず、紐やガムテープで止めた状態で排出するなど、ルールを守らないごみ出し事案を多数確認しています。

こういった行為は、ごみ収集業者の負担が増えるほか、悪臭被害、カラス被害、火災リスクの増加などの近隣トラブルの原因にもなります。

ごみ出しの際は、しっかりとごみ袋の口を結んで、必ず当日の朝8時までに排出してください。

住民一人ひとりが正しい分別や出し方のルールを守り、資源ごみを混入させないよう、気を付けましょう。

ご不明な点については、担当までご連絡ください。

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：竹内

「第5次長期総合計画」総合計画審議会が答申 みんなが“愛と誇り”を実感できるむら

村が佐井村総合計画審議会（香取 薫会長〔青森公立大学学長〕）に諮問していた佐井村第5次長期総合計画について、2月5日（金）、役場村長室で同審議会から村長に答申が行われました。

村では、むらの目指す基本理念や目標、将来像などを示した総合計画の基本構想（案）とそれを実現するための各種施策を盛り込んだ基本計画（案）について、今年度中に、令和3年度から令和12年度までの10年を対象とする新たな計画を策定することとしています。

審議会は、学識経験者や各種団体の役職員など、委員12名で構成しており、現行計画に基づき村が進めてきた取り組みの成果や課題を検証するとともに、住民や中学生を対象として実施したアンケート調査も踏まえながら、持続可能なむらづくりを進めていくため、今後、重点的に進めていくべき施策などについて、計4回にわたり活発な審議が行われました。

審議会からは、計画の趣旨と内容を広く住民に周知し、本村の課題と将来像をみんなで共有し、住民・議会・行政が手を携え、「みんなが“愛と誇り”を実感できるむら～日本で最も小さくかわいい漁村の挑戦～」の実現に努力されることを願いますとの答申を受けました。

村は、この答申をもとに、3月に開催される定例議会へ議案を提出し、議会での審議を経て、新年度からの新たなむらづくりをスタートさせます。



自動車税種別割の住所変更について

自動車税種別割は毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、青森県では6月に課税しています。

自動車税種別割の納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしています。自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときには運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。3月中にこの変更登録をしていただくと、自動車税種別割の納税通知書も変更後の住所に送られます。

すぐに変更登録の手続きができない事情がある場合は、下北地域県民局県税部まで新しい住所をお知らせください。

また、自動車税種別割の住所変更の届出は県税ホームページでも受付しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/027_jidousha_juushohenkou.html

【お問合せ】 下北地域県民局県税部納税管理課 ☎ 22-8581（内線210、211）

税務署からのお知らせ

申告書などを提出する際には、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。記載漏れがないよう確認をお願いします。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）ができますが、お持ちでない方は次の書類の準備が必要です。

【番号確認書類】

- 通知カード※
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
（マイナンバーの記載があるものに限り）
などのうちいずれか1つ

※記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合のみ



【身元確認書類】

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
- などのうちいずれか1つ

マイナンバーカードは郵便・パソコン・スマホなどから申請でき、無料で取得できます。

今後、マイナンバーカードが利用できる場面が、更に拡大して便利になる予定です。ぜひ早めの取得をお願いします。

【お問合せ】 むつ税務署 ☎ 22-3294（音声ガイダンス2番）

佐井村消防団団員募集

佐井村消防団では、団員が不足しています。あなたも地域のために入団しませんか？

【入団条件】

村内在住で、18歳以上の健康な方ならどなたでも入団できます。

【消防団員の待遇】

- ◎各種手当などの支給
- ◎充実した補償制度
- ◎退職報償金の支給（一定期間以上勤務した方）



～自分たちの地域は自分たちで守る～

【申込・お問合せ】 総務課 管財係 担当：福田
佐井消防分署 ☎ 38-2266

第70回下北美術展（児童・生徒の部）

この度第70回下北美術展（児童・生徒の部）が開催され、以下の児童・生徒の作品が入賞しました。

下北美術展は例年夏季に実施されていますが、今年度は新型コロナウイルス感染症による休校措置などの影響を考慮し、展覧会を行わず冬季の開催となりました。

【絵画の部】

中学1年	入選	福田 望	(佐井中1年)
中学2年	特選	館脇 実咲	(佐井中2年)
	佳作	木部 朱里	(佐井中2年)
	入選	長島 優星	(佐井中2年)
中学3年	佳作	竹内 まり	(牛滝中3年)
	入選	竹内 うり	(牛滝中3年)
小学2年	準特選	坂井 聖奈	(佐井小2年)
小学6年	準特選	福田 大海	(佐井小6年)
	入選	東出 果歩	(佐井小6年)
	入選	石戸 彩葉	(佐井小6年)
	入選	内藤 舞桜	(佐井小6年)

【書道の部】

小学2年	佳作	太田 美空	(佐井小2年)
------	----	-------	---------

【版画の部】

入選	紀伊日菜詩	(佐井小6年)
----	-------	---------



特選 館脇実咲「私達の校舎」



準特選 坂井聖奈「力持ちのお父さん」



準特選 福田大海「佐井のいか釣りの船」

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番

ゼロゼロみんなの ひやくとうばん
0570-003-110

子どもの
人権110番

ゼロゼロなの ひやくとうばん
0120-007-110
(通話料無料)

女性の人権
ホットライン

ゼロナナゼロの ハートライン
0570-070-810

外国語人権
相談ダイヤル

0570-090-911

インターネット
人権相談受付窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

【パソコン・スマートフォン・
携帯電話共通】



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



満1歳おめでとう!!

高山 展匠くん
(雄輔さん・恵子さん 牛滝)

戸籍の窓口

◎おくやみ申し上げます

2月15日現在

吉田 ツマさん (眞一さん) 古佐井
坂井 義美さん (キク子さん) 福浦
金澤とも子さん (武光さん) 大佐井
岡本 秀雄さん (峯美佐子さん) 大佐井
若山 照子さん (鹿伊久子さん) 古佐井
田名部 茂さん (亜紀さん) 古佐井

個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、担当に申し出てください。

佐井村の人口

1月31日現在

男	955(-2)	計	1,906(-6)
女	951(-4)	世帯数	936(-4)
			()内は前月比

みんなで続けていこう！ 交通死亡事故ゼロ 次の目標は3,500日

記録 3,037日 (3/1現在)
3月の早め点灯時刻は午後4時30分です